

第9回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳、2番 阿部 つや子、3番 遠藤 愛、4番 平田 壽和
5番 後藤 満良、6番 勝見 和彦、7番 竹田 総一、8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第20号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 報告第22号 非農地証明の結果報告について

第 7 議 第 33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 8 議 第 34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第 9 議 第 35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第10 議 第 36号 農用地利用集積計画に対する決定について

第11 議 第 37号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 小関未夢

主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第9回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席6番、勝見委員、議席7番、竹田委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第20号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1 ページをお開きください。報告第20号、令和5年9月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、まず所有権の移転ですが、9月申し出件数が1件、田11,960㎡、そのうち個人への調整決定件数が1件、田11,960㎡です。所有権移転合計が1件、田11,960㎡になっております。これらは川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第21号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

3ページをお開きください。報告第21号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和5年10月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第22号、非農地証明の結果報告について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

4ページをお開きください。報告第22号、非農地証明の結果報告について、申請件数は1件です。

5ページをお開きください。願ひ人●●、土地については、大字堀金字的場1814の1、田1、356㎡です。非農地となった時期及び事由につきましては、平成11年に倉庫を建築いたしまして、周辺の通路と一体的に利用して参りました。すでに田としての機能がないため一部は家庭菜園として利用している状況でございます。現況宅地でございます。

調査員の意見といたしまして、令和5年10月17日に、市川委員、平田委員と事務局で確認いたしまして、申請内容のとおり相違ないことを確認しております。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議第33号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

6ページをお開きください。議第33号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請あったので委員会の可否を求める。令和5年10月25日提出、川西町農業委員会会長名。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字上小松字六角2575-1、田553㎡、離農、空き家不随農地取得。

2番、●●、●●、大字高山字畑中2390、畑2、068㎡、離農、経営規模拡大。

3番、●●、●●、大字吉田字石田201-1、田372㎡、8ページまで飛んでいただきまして、計田43筆52、402.51㎡、畑10筆2、679㎡、贈与、受贈によるものです。

以上、今回の申請につきまして、譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番、高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。10月の21日に嶋貫推進委員と私のほうで現地のほう調査して参りました。今回の申請は、空き家に付随する農地取得です。譲受人からは、農地として継続して耕作する旨の誓約書及び農地利用計画も提出されており、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a対価●●円は妥当だと判断します。

よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号2番について、10月21日に推進委員佐藤翔悟委員が現地を調査しました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、総額●●円は妥当と判断します。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、番号3番の件について、本職より報告します。

番号3番について、10月21日、推進委員の高梨委員が現地調査をしております。今回の申請は、農地の生前一括贈与に伴う贈与、受贈です。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。

よろしく願います。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいませんか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第34号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

9ページをお開きください。議第34号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年10月25日提出、川西町農業委員会会長名。こちらも番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字中小松字芋作3174-1、田3,689㎡、計田7筆29,629㎡、離農、借り直してございます。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番、高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。10月の12日に高橋徹推進委員と私のほうで現地の調査をして参りました。今回の申請は、賃貸人の農地相続、賃借人の経営移譲に伴う賃貸借契約の変更です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断しますのでよろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいませんか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第35号、農法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

10ページをお開きください。議第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許

可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年10月25日提出、川西町農業委員会会長名。こちら番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字苳字上苳100-1、田2、745㎡、計田2筆5、216㎡、経営移譲、借り受けによるものでございます。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について、10月15日に、推進委員情野委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営移譲、借り受けです。借り受けに人は、意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もなく、妥当だと判断しております。

以上です。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第36号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 高橋 秀仁

11ページをお開きください。議第36号、農用地利用集積計画に対する決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求め。令和5年10月25日提出、川西町農業委員会会長名。

次のページをお開きください。所有権移転各筆明細、申請件数は1件です。

(以下、議案書を読み上げる。)

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について、計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第11、議第37号、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

13ページをお開きください。議第37号、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地の決定について、下記の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地である旨の決定を求める。令和5年10月25日提出、川西町農業委員会会長名。13ページの番号1番から13番までということで13筆列記しておりますが、8月に実施いたしました農地パトロールによって、遊休農地ではない、非農地の判断をさせていただいた農地でございます。なお、今回議決いただいた後には、表にある所有者あてに非農地証明書を送付することになります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けします。

休憩します。

(休憩)

休憩前に戻ります。

質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地と決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について非農地と決定いたします。

これをもちまして、第9回、川西町農業委員会総会を閉会します。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和5年10月25日

川西町農業委員会議長	会長	新野 博彦
議事録署名委員	6番	藤見 和彦
議事録署名委員	7番	竹内 総一